

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年12月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成20年8月15日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
東高松ショッピングセンター 高松市福岡町三丁目379番地2ほか
- 3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要
営業時間の延長、駐車場の減少等により、主要な県道に隣接している出入口周辺の交通量の変化に対応した、交通安全対策の実施、交通渋滞の防止に万全を期すこと。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
縦覧期間	平成20年12月26日（金曜日）から平成21年1月26日（月曜日）まで